

平成29年 第1回 安芸太田町議会臨時会会議録

平成29年1月19日

招集年月日	平成 29 年 1 月 19 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	平成29年1月19日	午後 1 時55分	議 長	中 本 正 廣	
	閉 会	平成29年1月19日	午後 5 時05分	議 長	中 本 正 廣	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	柏 原 保 男	○	7	齋 藤 正 國	○
	2	津 田 宏	○	8	富 永 豊	○
	3	河本 穂津雄	○	9	佐々木 美知夫	○
	4	横 山 照 夫	○	10	齋 藤 マユミ	○
	5	市 田 義 臣	○	11	矢 立 孝 彦	○
	6	栗 栖 吉三郎	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	5 番	市 田 義 臣		6 番	栗 栖 吉三郎	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	齋 藤 和 典		—	—	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	小 坂 眞 治		副 町 長	小 島 俊 二	
	総 務 課 長	栗 栖 一 正		教 育 長	二 見 吉 康	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉 田 美 保 子		教 育 次 長	片 山 豊 和	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	齋 藤 邦 夫		学 校 教 育 課 長	長 尾 航 治	
	簡 賀 支 所 長 兼簡賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		生 涯 学 習 課 長	栗 栖 浩 司	
	地 域 づ け 課 兼 企 画 課 長	二 見 重 幸		保 健 医 療 福 祉 統 括 セ ン タ ー 事 務 局 長	栗 栖 修 司	
	建 設 課 長	田 中 啓 二		福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	—	
	産 業 振 興 課 長	瀬 川 善 博		健 康 づ け 課 長	伊 藤 真 由 美	
	商 工 観 光 課 長	児 玉 齊		安 芸 太 田 病 院 事 業 管 理 者	—	
	税 務 課 長	新 田 い ず み		安 芸 太 田 病 院 事 務 長	菅 田 裕 二	
	住 民 生 活 課 長	小 笠 原 敏 子		—	—	
	児 童 育 成 課 長	園 田 哲 也		—	—	
	総 務 課 主 幹	河 越 慶 介		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

議案第 1 号	議会の議決を要する財産の取得について
議案第 2 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内林業センター)
議案第 3 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町温井ダム周辺環境施設)
議案第 4 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀ふれあい農園)
議案第 5 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀交流の森木工陶芸館)
議案第 6 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町道の駅来夢とごうち)
議案第 7 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町加計体育館、滝山川交流広場、わんぱく広場)
議案第 8 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町杉の泊ホビーフィールド)
議案第 9 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町川・森・文化・交流センター)
議案第 10 号	安芸太田町立学校設置条例の一部改正について
議案第 11 号	平成 28 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 6 号)
	議員の派遣について

平成29年第1回 安芸太田町議会臨時会
議 事 日 程(第1号)

平成29年1月19日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	議案第1号	議会の議決を要する財産の取得について
第5	議案第2号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内林業センター)
第6	議案第3号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町温井ダム周辺環境施設)
第7	議案第4号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀ふれあい農園)
第8	議案第5号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀交流の森木工陶芸館)
第9	議案第6号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町道の駅来夢とごうち)
第10	議案第7号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町加計体育館、滝山川交流広場、わんぱく広場)
第11	議案第8号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町杉の泊ホビーフィールド)
第12	議案第9号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町川・森・文化・交流センター)
第13	議案第10号	安芸太田町立学校設置条例の一部改正について
第14	議案第11号	平成28年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)
第15		議員の派遣について

平成29年第1回臨時会
(平成29年1月19日)
(開会 午後1時55分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長です。同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配布した写しのとおり通知がありました。監査委員から平成28年11月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。今月16日、17日両日に議員視察研修を行い議員派遣を致しました。その結果におきましては、お手元に配布した報告書のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番市田義臣議員及び6番栗栖吉三郎議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定について

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1月19日の1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って会期は1日間に決定いたしました。

日程第4 議案第1号

○中本正廣議長

日程第4、議案第1号議会の議決を要する財産の取得についてを議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第1号、財産の取得についてご説明を申し上げます。山県郡西部衛生組合の解散に伴い、平成29年度から必要となるし尿処理車両を購入することにつきましては、昨年9月議会におきまして補正予算として予算議決いただいております。10月21日に5社による指名競争入札、10月24日に最低価格を提示した業者との間で物品購入契約を締結しましたが、これは地方自治法第96条第1項第8号並びに安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による議会手続きを得ずに執行したものであります。よってこの契約が成立するために、この議会におきまして改めて財産の取得につきましてはの契約をお願いするものでございます。この事に関しましては、午前中の全員協議会でもご説明したとおりでございますが、全く行政事務の初歩的な疎漏であり弁解の余地一言も

ないものでございます。誠にこの度の不手際について深くお詫びするものであります。また、かかる事態が議会の議決とされる権能に大きく侵害するものであることも深く受け止め重ねてのお詫びをするものでございます。また、この契約が成立することにより 4 月からの西部衛生組合が行う事業を安芸太田町が引き継ぐことになるものでございますので、適切なるご審議をいただき議決を賜るよう重ねてお願いを申し上げます。

○中本正廣議長 小笠原住民生活課長。

○小笠原敏子住民生活課長

議案第 1 号、財産の取得についてでございます。次のとおり財産を取得したいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の追認議決を求めるものでございます。1. 取得財産し尿収集車両 2. 契約の方法、指名競争入札、取得金額 919 万 590 円です。これには消費税及び地方消費税の額 68 万 785 円を含んでおります。契約の相手方、安芸太田町大字加計 886 番地 1 有限会社加計ダイハツ 代表取締役 中島雅和でございます。大変申し訳ございませんでした。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。8 番富永議員。

○富永豊議員

全協でも述べさせていただきましたが、一応議事録に残しておかなければいけない問題だろうと思っておりますが、要するに行政事務の第一歩である法と照り合せた時の考え方を、もう少し意識を高めていただきたいと思っています。法と照り合わせ時に、法がもっている正義や合理性であったり一番は秩序であったり、順番は 3 つぐらいあるとしても、どれが上位にくるかは、その時々で違ってくるだろうと思います。こういったことをやっぱり「法とは何ぞや」といった定義をきっちり持っていたいただければ、こういった事が起こりうる問題ではないと思っています。だから行政事務を行う上で法とは何か、すべてのものにおいて行われる事の定義が緩いのだと私は思う。定義から入っていただいて、その定義というものをもう一度おさらいする意味でも自分たちのやっている事の役割や、そういったところをきっちり意識を高く持っていただければ、こういった問題は防げる。もう一つ言いたいのは、そういったところを考えると全員協でも言いましたが、こういった所で述べる表現の方法としては、ちょっとマズイ甘い部分がある。法と照り合わせて善か悪かそれだけでいいわけです。やはりそういったところでも生ヌルさが残っていると思っているので今後、十分本当に意識を高く持って行政事務の第一歩である法と照り合せた時の考え方は十分持っていただきたい。以上です。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

8 番議員さんご指摘のように、業務をして進めていく中で経験不足でありますとか職員間同士の協議だけでなく地方自治法を基本とする各省令、それと安芸太田町が定める条例、規則、要綱等を各業務を進める中で必ずチェックする。それによって我々の仕事は進んでいるのだという事を再度、職員の間徹底して再発防止に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長 他に質疑ありませんか。6 番栗栖議員。

○栗栖吉三郎議員

この議案は、本来議会の議決を得るべき内容である業務について議会の議決を経ずして行政執行がされたという安芸太田町誕生以来といいますか、私も長い間行政経験がございしますが、ただの一度も経験がしたことのないような、いわゆる重要な事項であるというふうには受け止めております。町長の方から今回の事案発生に至った経過、なぜそのようなになったかという背景、改めて再発防止に向けての決意の表明がありましたが、本会議の中で再度、再発防止に向けての決意を披歴しておかれる必要があるかと思っております。近くは職員の不祥事の発生以来、直近では臨時福祉給付金の違算問題、更に今回の問題、さかのぼって法律違反の事実行為を議会に議決を求められるという、一議会議員として非常に躊躇^{ちゆうちよ}たる思いをするわけでありますが、そういう意味において強い決意を持って再発防止に向けて取り組んでいくということがなければ、町民の皆さんの信頼は得られないというふうに思いますので、重ねてその一点についてお尋ねをしておきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長 小坂町長。

○小坂眞治町長

先程、申しましたように本案件につきましては全く行政事務の初歩的なミスでございます。本当に弁解の余地がない、それ以外の表現ができない単純なミスでございます。そうした単純なミスをご指摘のように繰り返すことのないように、それぞれの担当者のみならずその課、あるいは関係課と連携しながらそれぞれの業務を進めていく体制を整備してまいります。そうした事と合わせて、やはり行政職員として法規・法令を遵守する法規・法令を理解するといった取り組みを通じる中で職員個々のスキルを上げていく中でこういったことが、二度と起きないように取り組んで参りたく決意をしておるところでございます。従いまして議会の議決という大きな権能に影響を与える事態になった事につきましては、重ねて深くお詫びを申し上げます。二度とこういった事を繰り返さないように取組んでいきますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。11番矢立議員。

○矢立孝彦議員

1点、事案の把握について対応されたことについて、いかような処分がなされておりますか。また処分の方向性については、どのようにお考えかについてご答弁ください。

○中本正廣議長 小坂町長。

○小坂眞治町長

かかる事案の報告を受けた時に事務担当者、あるいは担当課長を呼びまして口頭による厳重な叱責をいたしました。また庁の中に懲戒処分の検討委員会がございます。そちらの方でどのような対応が必要であろうかを諮問、協議をして参りたく思っております。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第1号議会の議決を要する財産の取得についてを起立により採決します。議案第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第1号議会の議決を要する財産の取得については、原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第2号

○中本正廣議長

日程第5、議案第2号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町戸河内林業センター）を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第2号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町戸河内林業センター）についてご説明申し上げます。平成29年4月から3年間、安芸太田町戸河内林業総合センターを管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○中本正廣議長 瀬川産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

議案第2号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてです。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものです。施設の名称、安芸太田町戸河内林業総合センター。指定管理者名称、太田川森林組合。所在地、広島県山県郡安芸太田町大字上殿261番地。代表者、代表理事組合長佐々木徹。指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとします。以上で終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行いません。質疑ありませんか。9番佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

この林業センターは国道のつい傍にあるわけですが、この林業センター内の中かなりの高額な機器が設置されており、たびたびその前を通るのですが、どのような使われ方をされているのか。今回のこの資料よりもすと大幅な減額 53 万 5 千円位の減額になっております。この理由とどういう使用、活用をされているのかをお願いします。

○中本正廣議長 瀬川産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

ご指摘のありました施設利用と活用状況でございますが現在今、林業総合センターにあります製造加工室ですが、そこについては年 2 回の木工教室という事でやっています。あと今回、指定管理で 53 万 5 千円ほど指定管理料を下げた理由でございますが今回、指定管理しようとする太田川森林組合が当総合センターの隣接で事務所を構えております。その職員が日常のトイレ、通路、展示室の清掃業務また会議、講習の際の清掃、施設敷地内の植栽の管理また駐車場の清掃、そういった清掃業務に関わる経費を削減されたことによって 53 万 5 千円の減となっております現状です。以上です。

○中本正廣議長 佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

施設管理という事でございますが、年間年 2 回木工教室を開かれているという事ですよ。どうなんですかね、何年も指定管理をされている。極端な話、森林組合さんの方に買い取っていただくとかいった方法があるのではと思う訳です。中にある大規模な機械、これ年 2 回の木工教室を開くようなレベルのものではないと私は認識しているのですが、その大きな機械が何年も使われずに放って置かれているという状況はありませんか。例えばその機械をずっと当然動かさなかったら傷んでくる、使用できなくなるという事は、使われないのなら売却とか色々な方法があると思います。何年も先延ばしでという事はいかがなものかなと思っている訳です。さっきの質問の中の 53 万 5 千円の減った分、何と言われましたかねということ。その 53 万 5 千円減ったのはどういうところを削ったのか、色々な算出方法で出されて減っていると思うのですが、そのへんをお願いします。

○中本正廣議長 瀬川産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

施設の今の製造加工室にあります機具等の部分については当初、林業総合センターは平成 5 年 4 月に設立しまして木工、林業の研修、林業従事者の育成を拠点とする施設として建設したものでございます。当施設についてもご指摘にありますように、指定期間は 3 年間という形で今回定めさせていただいております。この林業総合センターは専門的また特殊な会議、また講習等をやっておられる中で収益性も低い施設となっております。そういった事も加味して今後、施設自体の太田川森林組合の譲渡、貸付について、これから協議また検討していく必要はあろうかと思っております。指定管理料の中の 53 万 5 千円ですが主な下げ幅と言いますと先程、説明させていただきました清掃業務についてですが、その部分の経費を太田川森林組合さんが職員で対応されておりました。その部分を森林組合側が収入として見込んでおられました。今回この指定管理にあたってその部分については清掃業務、植栽の管理業務については収入としては取らないということで提案された内容となっております。その他にも昨年、今まで電気料金の電力メーターが戸河内林業総合センターとその事務所と一本になっておりました。その一本になっているという事で、今回の指定管理に合わせて電力メーターを別々につさせていただきます、そういった点も電気料金を明確に把握した事によって電気料金も下げておられるという状況でございます。そういったところが、前回の指定管理料と比べて 53 万 5 千円の減となっているような現状でございます。以上です。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

安芸太田町の公の施設につきましては、現在公共施設の総合管理計画を策定中でございまして、この施設につきましても施設の設置条例がございます。そういった中でこの施設が設置目的をどのように果たしていくのかという精査をする中で、先程ありました売却なり廃止を検討して参りたいと思っております。それと指定管理料につきましては今回の指定管理募集に当たりまして、町の方で積算したものを限度額として設定させていただきました。当施設につきましても 50 万いくらの限度額を設定してききましたが、その中にはそういった人件費も入っておりました。しかしながら森林組合さんの提案は、その部分は森林組合の職員の給料の中でみるよという形で 35 万 7 千円の提案がありましたので、この金額で契約する予定でありますのでご理解いただきたいと思います。決して向う側の言い分だけでなく、うちの方が基準をもって設定しているものですので、宜しく申し上げます。

○中本正廣議長 佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

指定管理料については、解りました。で、ここの組合の内容、有効利用等を書いてあるのを見ているのですが、林業に係る情報提供の疑問に対して説明する、整備センターのインターネットを活用した情報を提供するとか、いい事は書いてある。いい事は書いてあるが森林組合さんがインターネットを使って外部に発信しているとかいった現状があるんですかね。せつかく、この安芸太田町、林業、山の多い地域です。だったら、もう少し有効に活用していただいて、今のインターネットなりを使用して情報発信をして広く内外に知ってもらうような施策も大切だと思います。あくまでも、ただ清掃してどうこうでなく、もっと有効な使い方をせつかくここに有効活用等とあるんですから、そういう利用の仕方を考えていただきたいと思います。

○中本正廣議長 瀬川産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

ご指摘のありましたインターネットの活用という部分は、担当課であります産業振興課の方が指定管理に選定されました森林組合には、その周知を徹底するように伝えていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

3,4点お聞きしたいと思います。全体的に指定管理におけるこの第2号議案については2ページの団体の概要の部分についてもそうですが、ひな形がこういう格好になっていて下のあたりに損益計算書が付いておりますが、この損益計算書の累積損失については記載の必要がないと思いますので、それは改められたらと思います。というのが、ずっと追っていきますと合わないはずですから、計算が合っていないですね。そういう事をまず改めていただく。それと損益のところと表示されるなら当期損益なら当期収入から支出を引いた差額がマイナスなら△の表示をしてください。これをひとつ忘れないように、それとある事業体に対して森林組合さんに林業センターをお任せするという事で37万程度出るのでありますが、これについては部門別になりますので部門別損益計算書がいきます。収支決算書として設けられたのなら、現金の資金収支決算書なのか損益を含んだものなのか、ここらの未収未払を含んだもの、ここらをはっきりされないと予算と決算との出た数値が、全く違う数値が出てくるという事になります。そういう事を含めて、それと法人の場合は部門別の貸借対照はございませんが、貸借対照の分でどの部分と、どの部分がこれに関与しているという事もやはり把握していただく必要があります。というのが税が出ているのですから、そこらについてまず、お聞きしたいと思います。お願いします。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

7番議員さんのご指摘の中で今回、第3次の指定管理者の基本方針の見直しをかけて様式等も相当見直しをかけておりますが、内容的にもう少し進んだ企業会計等々を取り入れた決算の仕方に見直しをしなくてはいけないのではないかという感じのご指摘でございます。そういった事を今後の指定管理者の募集や報告等々に十分生かして参りたいというふうに考えております。それで行政職員は複式簿記を使用しておりません。単式簿記を使用しておりますので、直ぐに企業会計のノウハウが直ぐに解るような状況になっておりませんが、以前から7番議員さんのご指摘にあるようなそういった企業会計を取り入れたものの見方等々を職員の間で研修して参りたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

収支予算書ということで、今から予定損益計算書という意味でしょうが平成29年度から30,31,32,33収益もみな25万、それに支出は全て62万。これは、こういうように、それもまた鉛筆で直したようなことで、それに33万ずつ出すというのいかにがなものか、もう少しそこらを今後、注意されてやはり収支決算なら収支決算書の状況であるべき数字を、もう少し詳しく調べてやってください。後は総合的な事ですが、収支決算書のあり方それも損益を含むものなのかどうなのか、ここらが以降の議案が上程されるでしょうが、2号から最終的な9号に至るまで、そういうものが全てこの表示の中で欠如しているし訂正すべきものもありますので、そこをひとつ付け加えておきます。この件についてもう1回。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

ひとつの施設を運営するのに、どうしても収益がどんどん上がってくればよろしいですが、なかなか施設収益が上がりにくいという事で電気代なり光熱水費が確実にかかって参りますので、今回の提案の37万というのは最低限度額で提案されたものだとして理解しておりますので、もう少し四半期とか毎期の報告の中で精査をして参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。5番市田議員。

○市田義臣議員

今回、上程されております指定管理の施設の指定についてですが、この議案の2号から9号に共通して言えることは、本来施設が設置した目的、そして数年かなり経っている、その経過でその設置の目的に十分合った運営がなされているのかどうかまた、その施設の利用者の動向はどうか、そういう事が全部今回の午前中の協議にいただいた資料の中では欠けている。全てにおいて欠けている。それでこの戸内林業総合センターは旧町時代にお造りになった訳ですが、設置の目的はいかにして山を活かすか、それは林業の組合に加入している組合員に啓発も吹き流しながら山をどうやって負の財産でなく、お金を生み出す財産だという形のものに持って行きたいという設置の目的は、そうだと私は理解しております。今回でも設置で指定管理で森林組合さんが手を挙げられた訳ですが、地域の活性化に寄与する取組みというのが、はっきり言ったら希薄なんです。ここら所管の課の産業振興課なりが、山をどう活かすかという大きな命題があるのであれば、もっと今選挙の争点でも立候補された方が自伐林業という事を取り上げられた立候補者もおられました、では自伐林業で本当にうまくやれているのかどうか、直行の構造体であるCLTの状況はどうか、私はそれを超えて鉄に代わるセルローズの部分材にはあり開発途上ですから、経費的な技術革新がかなり進まないそれは普及しないかも解りませんが、そういう先端の技術なりを森林組合と所管の課で年に1回か2回でもいいです、地域の方に理解していただくためには研修会、講習会等を開催するくらいにされれば、指定管理料の増額の金額が少ない問題は大きな問題ではない。要するに地域に活力を入れるような施設として運用するのなら、そういう事を政策的なもので誘導していくのが必要なんではないですかね。私はその事を強く要望するんですよ。それについて、ご答弁があればお願いします。

○中本正廣議長 瀬川産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

5番議員さんのご指摘につきまして、施設の設置目的というのは林業の振興という形の部分の従事者、担い手育成という形の部分もありますが地域の活性化という形の部分も拠点施設として位置付けております。その地域のご指摘のありました、そこの有効利用という形の部分でもありまして今回、指定管理されます太田川森林組合さんからも町、県そういった関係機関を含めた部分の講習会、また研修会を共同でやっていくという形の計画もございます。そういったところで施設の効率的な有効的な活用に努めていきたいと考えております。

○中本正廣議長 市田議員。

○市田義臣議員

担当課長から答弁いただきましたが、とにかく県とか、そういったところともっと連携して、やはりいかにして施設がせつかくある訳ですから、それを有効活用して地域住民に対して啓発運動をしないと、なかなかいい事にはならないと思います。そういうことはしっかり頑張っていただきたいと思います。終わります。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第2号に安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第2号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第6議案第3号

○中本正廣議長

日程第6、議案第3号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町温井ダム周辺環境施設）を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第3号指定管理者の指定について（温井ダム周辺環境施設）についてご説明申し上げます。この議案につきましても同じく平成29年4月から3年間、安芸太田町温井ダム周辺環境施設を管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

議案第3号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものであります。施設の名称、安芸太田町温井ダム周辺環境施設。指定管理者名称、一般社団法人 ひろしまイニシアティブ。所在地、広島県山県郡安芸太田町大字吉和郷51番地1。代表者、代表理事 橋本博明。指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとするというものでございます。ここの温井ダム周辺施設の利用状況でございますが、平成26年度のレストラン利用が4,427名です。平成27年度については10,118名でございます。以上でございます。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

若干、補足説明をさせていただきます。この温井ダム周辺環境施設につきましては、現在NPO法人が運営しておりますが、人的な手当てがなかなかできないという形で更新には応募されませんでした。現在の指定管理の施設は、温井一帯と言いますか向かい側の、ぬくい夢の丘公園、自然生態公園、レストランもみじ、要はレストラン部門の全施設を指定管理しておりましたが、今回の指定管理の募集につきましては、レストラン部門だけの広場だけを目的に募集をして今回の結果に至っております。ヒアリングの段階で同じ指定管理料で、ぬくい自然生態公園については活用したいという申し出が出ておりますので、それについては基本協定を締結する前に最終的に決定させてもらいたいと考えております。指定管理料は変わりませんので宜しくお願いします。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

これは資料を見させていただきますと当該指定管理者については、債務超過のような状況になっていますが、ここらあたりの今後の進展はいかがなものか。それと関連説明資料をいただいておりますイニシアティブさんの損益計算書に原価がないのは、これは原価がいらないのだろうと思ひまして、結果的に172万何がしの損失が出ているということなら単純に資料的にないものなら、この172万何がしを極端な例が指定管理料として、後は経営努力していただくというのが本来の筋と思ひます。それと440万の指定管理料を設定されたわけですが1,200万からの売り上げを上げておられますよね。これについての根拠。どういう上で、例えば損益分岐点を計算して1,200万が必要として認めたのか、固定費の原価利益率をいくらで見ているのか、ここを教えてください。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

商工観光課長が調べておりますので、ちょっと質問に答えます。損益計算書で販売額、一般管理費397万2千円しか上げておりませんが、基本的にこの法人は立ち上げて間もない状況で2015年6月に立ち上げられました。当初は安佐南区の方に本部を置いておられましたが、昨年12月に安芸太田町の方に所在地を登記で変えられまして現在、地元の企業として活動されている状況です。質問としては原材料費掛かっていないという意味ですよね。基本的にコンサルタント業務等々を今スタートさせておられまして、まだ実績が十分期間が積み上がっておりませんので、そういった材料費、原価が掛かるような業務ではないと判断しております。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

指定管理料でございますが、これは先程も副町長からご説明がありましたように、従前は温井ダムの自然生態公園及び夢の丘公園を含めまして約 7,000 m²の面積の草刈り管理等が全て委託料に入っております。そのへんを今年度より建物周辺施設のみ、面積でいいますと 1,900 m²余りの管理だけという事になりますので、その辺を加味しまして計算し今回の指定管理料ということで、お願いしているところでございます。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

若干、補足させてもらいますと今回の商工観光課の指定管理料の設定にあたりましては、先程 7 番議員さんが商工観光課の職員が相談に来たという事も言われましたが、施設の現在の費用と損益分岐点等々を参考にしながら設定したものでございます。当該施設につきましては、約 1,500 万の売り上げでこの指定管理料ならペイできるという数字を設定させて貰ったものでございます。現在の指定管理者の年間売り上げが約 700 万から 800 万円でございます。以前、温井振興会の方で運営されておりましたレストランにつきましては、約 1,200 万から 1,300 万円の売り上げがありました。その差は今の指定管理者の方は単品事業、要は一品だけを中心にレストランで運営されておりますが、温井振興会時代はたくさんメニューをされております。今回の指定管理者に応募された事業者につきましては、その軽食メニューを中心にバーベキューを実施したいと、将来的には実現可能かどうかわかりませんが、地ビール等々の開発も手掛けてみたいというお話も聞いております。仮にそういったものが実現するのであれば安芸太田町にとって大きな財産になりますので、非常に実績のない会社ではありますが、その各年度の実績を見ながら次年度以降の契約について検討する事は十分可能だと思っておりますので、チェックの方を十分して参りたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

いずれにしても、売上原価という考え方でなく例えば管理会計上、皆さんもご存じだと思いますが変動的費用、要するに収益が上がれば上がるほど付いてくる費用としての変動費というのは、わずかながらでも発生するのではないかと思います。例えば、病院会計なんかにしても先生方というのは固定費ではなく、稼いでいただくわけですから変動的部分というのは、わずかでもあるはずですよ。そういう面で変動費がないというのは収支決算書、収支予算書の中で変動部分を吐出できないと、収入支出会計の極めて目に見えないところが出ています。というのは 1,200 万ほど上げていただく、だから 440 万出すという事ですね。そういう事をやはりこういう議会の時に約束してほしいですよ。そういうのを中期もしくは上四半期、第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期、第 4 四半期でその進捗状況をよく見て不足があれば要求するというような事どうですか、次から。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

今回の指定管理者の応募にあたりまして今朝ほど申したのですが、やはりいくつかの課題が上がって参りました。町の公の施設の老朽化が進み、指定管理者が出しても相当の修繕費が今後とも必要だろうという事。それと、なかなか町内の収益施設が同じ指定管理で出しておりますが、どんどん収益が上がる施設が少ないというような課題で各事業者の応募が少ないという課題。それと後は、町の方の責任でございますが、やはり指定管理者の報告とか決算とか、そういったものを十分精査する中で次年度に使うという作業が若干不足しているという事でございますので、今後そういった部分は第 3 次の指定管理者の基本方針に明確に謳っておりますので、それを順守する中で指定管理者の運営をして参りたいというふうに考えております。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 3 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第 3 号については原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 3 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第 7 議案第 4 号

○中本正廣議長

日程第 7、議案第 4 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀ふれあい農園）を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第 4 号指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀ふれあい農園）についてをご説明申し上げます。平成 29 年 4 月から 3 年間、安芸太田町筒賀ふれあい農園を管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

議案第 4 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町筒賀ふれあい農園。指定管理者名称、特定非営利活動法人 広島横川スポーツ・カルチャークラブ。所在地、広島県広島市西区横川町 3 丁目 1 番 18 号。代表者、理事長 水戸川 明。指定期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。こちらの方の平成 27 年度の利用状況でございます。農園の区画ですが 17 区画、施設の利用者は 236 名、余りの区画については自主事業と致しまして管理者が農園を維持管理しまして産直市や横川の方のお店に出荷されております。以上でございます

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。7 番齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

この筒賀ふれあい農園につきましては、5 年前から現地の方々といろいろ菜園、野菜を採る旅行ツアーとか開拓して参りました。そうした中で指定管理者が違ってくる。そういうところにおいて現地の方々のこれらについての思い、そこが避難場所という事も一部お話がありましたが、そういうわずかな収入でお年寄りが楽しみにして芋や玉葱そういう作った物を旅行客に振る舞うという事を数年やってきました。そういう事が急遽できなくなったという事もございます。それと 50 万程度の指定管理料が 100 万位になったというのがこれの算定的な数字は解りますが内容、何がそうしたのか、現場の広さは変わらないというような事です。2 点についてお願いします。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

地域の繋がりでございますが、現在の新しい前回からお願いしている横川スポーツクラブでございますが、この方とも地域の方は繋がりを持っておられまして色々連携を持ちながら菜園の方を管理していただいております。指定管理につきましては、今までは指定の管理の兼任という事をお願いしていましたが今回からは専任を 1 名置くという事にしましたので、この分の増という事をお願いしたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

収支精算書が中程へ資料の中にありますが、収入が 122 万円、支出が 249 万 7 千円、差し引きの指定管理料と相当する歳入歳出いわゆる収入支出の差額金額が 129 万 7 千円、29 万 7 千円ほど指定管理料足らんのではないですか。どうですか。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

この部分につきましては、親会社という事はないですが、違う部門の方から補てんをいただけるという事でお話をいただいておりますので、ここの管理運営に関しては別段問題はないと考えております。以上です。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

この点は、指定管理者の選定委員会でも協議しまして、この施設の指定管理料の積算は限度額が 100 万円でございます。しかしながら 129 万 7 千円で提案して参りましたので、ここ 3 年平均という考え方をしておっただけなのですが、うちの限度額を超えるものは認めないよという事で企業努力の中で吸収するという約束をさせてもらっております。

○中本正廣議長 8 番富永議員。

○富永豊議員

ちょっと 2 点ほど活動的な事でお聞きしたいんですが、1 点はケビンの活動です。どういった状況なのかなという事を捉えられているのか。もうひとつは、以前一時ちょっと騒がれたアンジュヴィオレの活動その 2 点はどうか。現在どういう位置付けになっているのか。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

ケビンの状況でございますが、2 棟は地域づくり課が行っております、お試し住宅という事でお貸ししている部分もありますが、ケビンにつきましては年間、合宿という事でアンジュヴィオレではございませんが市内の子どものサッカーチームでありますとか、野球の合宿でありますとか、そういう方が定期的に来られて使っていただいているという状況でございます。農園利用の方も休憩等には使っていただいているというお話は聞いております。以上でございます。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

安芸太田町筒賀ふれあい農園は、インターネットで通称で北別府ファームということで売り出しをしております。元広島東洋カープの投手でありました北別府 学さんが、この運営に関わっていただいております。そういった意味で筒賀小学校の芝生を使った野球教室であるとか、そういった多角的な事業も展開される予定であります。アンジュヴィオレ広島につきましては、現在も横川スポーツ・カルチャークラブの方で運営をしております。残念ながら平成 29 年度はチャレンジリーグというか下の、なでしこその下に陥落するんですが、今年度から監督も交替して新たな、なでしこリーグ入りを目指すという形で、この活動につきましては申請書にもあるんですが、横川スポーツ・カルチャークラブの総収入額が 25 年度は 2,300 万余り、26 年度が 5,900 万、昨年度は 9,400 万まで相当運営費が伸びております。それは各協賛企業の寄付でありますとか、そういった部分が非常に賛同を得たと、横川の町づくりも非常に賛同を得るという成果があるかと考えております。そういった中で今回、横川スポーツ・カルチャークラブは県内のスポーツ団体、ハンドボールのメイプルレッズ、バスケットのドラゴンフライズ等々の協力も進めておまして県内のスポーツクラブ、広島ガスのバドミントンですか、そういった部分も活用しながら地域活性化に資する活動をしたいという事でございますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○中本正廣議長 他に質疑ありませんか。5 番市田議員。

○市田義臣議員

参考までに、いま先の同僚議員に関して野球教室なんかで、これは全町の子ども達に声掛けはされているんですかね。去年は確か北別府 学さんと山崎隆造さんがおいでになった気がしたのですが、参加者はどれ位なのか参考までに教えてください。

○中本正廣議長 栗栖総務課長。

○栗栖一正総務課長

北別府野球教室これは、北別府さんと同じく元広島東洋カープの山崎隆造さん、このお二人が来られて野球教室をすると、これは交流も兼ねておまして地元の少年野球をされる方、広島市南区でクラブを合同で運営しているチームの皆さんもご案内してされております。ただ残念ながら詳細な人数までは私どもでは把握しておりません。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 4 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 4 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第 8 議案第 5 号

○中本正廣議長

日程第 8、議案第 5 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について(安芸太田町筒賀交流の森木工陶芸館)を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第 5 号指定管理者の指定について(筒賀交流の森木工陶芸館)についてをご説明いたします。この指定管理についても同じく平成 29 年 4 月から 5 年間、安芸太田町筒賀交流の森木工陶芸館を管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

議案第 5 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町筒賀交流の森木工陶芸館。指定管理者名称、青葉木工陶芸クラブ。所在地、広島県山県郡安芸太田町大字上殿 1304 番地。代表者、代表 本宮 炎。指定期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まででございます。この施設の利用状況でございますが、平成 26 年度が利用者数 1,043 名、平成 27 年度が 1,300 名。そこにあります登り窯でございますが平成 26 年度に 1 回火入れをしております。27 年度には 2 回火入れをさせていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。7 番齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

先程もありましたように収支予算書の 29 年度から 33 年度まで出ておりますが、これは皆同じなんですか。110 万がずっとおりますよ 33 年まで。そして支出も全部 250 万でピタッと 140 万でおちるようになってい。これは誰が作るんですか、こんな物を。やっぱり真剣にやってもらわないといけませんよ。後の方を見ると皆同じじゃないですか。観光協会も何も、こういうものはお金を出すんだから算数をしよるんじゃないから、ちゃんとこのものは差引してどうなるか、ましてや例年と変わる程度の事をやらないと、5 年間同じというのは有り得んでしょう。予定は未定だから決算ではないですが、予算があつて決算をするならば、あくまでも歳出歳入と同じように予算に基づいて遂行する訳でしょ。これじゃ 140 万貰うように計算してあるじゃないですか。それはどうですか正直なところ。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

交流の森木工陶芸館につきましては、筒賀交流の森条例の中に設置されているものでございますが、今後この施設をどのように使っていくかという部分は精査が必要だろうと思っております。今は木工陶芸教室を中心に運営しております、それほど爆発的なのが非常に困難な状況でございます。審査会でも話をしましたが、どんどん受講者を増やして行けば増えるんじゃないかという意見も出たんですが、行政が直接持っているよりは、いまある登り窯とかいう部分を完全にダメにしてしまうという部分であれば、もう少し木工クラブさんの方に様子を見てもらって繋がり方を検討した方がいいんじゃないかという事でございます。後は議員さんご指摘のように毎年度の収支状況等々を見ながら、この指定管理料につきましては年度別協定で毎年度、更新するという決まりになっておりますので、各年度のチェックで図って参りたいと思います。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

いずれにしろ今、副町長が言われたような格好で、更なる改善を進めていただきたいと思っております。それと 140 万△が出るというのは収支上出るんでしょうが数字の事ばかり言うのは大変申し訳ないですが、収入支出の中で私も昨年の 6 月にツアーで 43 名のお客様をここにお連れして湯呑の絵付けをしていただきました。一人当たり 2 日間で 4 万 3 千円くらい払ったと思っておりますが 70 名位のお客さんでした。そ

ういう事で発生するには、収益を上げるには原価が掛かるはずですから、これは原価部門がどこにおるんですか。例えば素焼きの部分、それに色を付ける訳でしょ。というのは全部その山に行って土を取ってきて団子にして湯呑を作る訳じゃない訳だから何か買ってくるか、皿にしても素が要るじゃないですか。これは原価部門が全然上がっていない。だから損益の計算が出来んのですよ。それとやはり先程、副町長からありましたが、ここの使い方というのは安芸太田町にはここしかないんで、それは龍頭焼と称すかどうか解りませんが、立派なPRにもなる登り窯も想定、萩のあたりだったら3千万位しますが、そういうものもある。今からは多分に使われるものがあります。隣の陶芸館でも木工館でもお客様が、かなりの買い物をされました。ですから上手な利用の仕方とお客様を呼び込む手法だけ身につければ生きてきますので、そこらについてどうですか。何なら実践してみますよ。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

まず、今後の利用の関係でございますが、現在は町内の小学校と保育所等の利用が主ではございますが、今言われますように都市部の方の利用も促進して参りたいと思っておりますので今後も、町としても施設の有効利用をしたいと考えております。収支の関係ですが消耗品の方に陶芸や木工の材料等が入ってしまっておるとい状況で誠に申し訳ないんですが、そういう状況になっております。以上です。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

そうしますと売上原価部門に注成品で20万という事で、これは今後作られる場合は収支で仕方ないというのなら110万の下に20万の原価を入れられて差し引き900万で落として、それに対する費用がいくら要って140万足りないという事にしてください。それでも同じ数字は数字で落ちるんですよ。そうしないと原価計算をしないと原価計算そのものの売上高は総和でつかむ訳ですから、それがなかったらずっと解らないままで過ぎしますよ。それをお願いして答弁は要りません。

○中本正廣議長 8番富永議員。

○富永豊議員

この陶芸館なんですが、非常に私から見たら難しいのかなというところがあるんですが、当初の目的はどういう状況を見込んで設置されたのか解りますか。例えばこういう専門員が地元におられたとか、その辺はどうなんですかね。

○中本正廣議長 梅田筒賀支所長。

○梅田幹二筒賀支所長

当該施設は、筒賀村時代に交流の森の施設の一部として設置したものです。年度は平成9年だったかと思いますが、当初は筒賀村内において陶芸の教室等を開催しておられた方があります。そういった方達の要望を受け、そこでの活動をされるという事で設置された。目的と致しましては、都市住民と山村との交流により龍頭峡の施設の利用促進、地域活性化を目的としておりました。以上です。

○中本正廣議長 富永議員。

○富永豊議員

最終的に聞きたいのは、こういうふうな陶芸館を指定管理に出すに当たっても現実的に実状的にこういう人を指定管理者に選択するのは非常に難しい面があるとか、そういった状況はどういうふうに捉えているかね。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

この陶芸クラブの方をお願いするということになった経緯につきましては、そこにございます登り窯をそのまま放置しておきますと次に使う時にかなり難しくなってくるという事で、火入れをして管理をしないと多額の修繕等が掛かるということで、あそこの登り窯は目玉的な施設でございます。安芸太田町内で法人としまして維持管理ができるのは、当陶芸クラブだけであろうということで、今回お願いしたということでございます。以上でございます。

○中本正廣議長 富永議員。

○富永豊議員

色々な意味でこういうものが活性化のひとつになって行けばいいなという意味で、私から見たら140万ぐらいのもので、こういったものが残されていくという事は非常にいいのではないかという捉え方をしております。何もかも収益部分での求め方ではなく、こういったものの要素というのは非常に必

要だと思っております。私はそう思っているんですが、出す側として指定管理としてそういう考えのものが多少でもあるのかどうかをお尋ねしたい。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

町といたしましても商工観光課と致しましても現在町が推進しておりますセラピー、民泊がございませぬ。この体験メニューと致しましても、そこをずっと活用させていただいております。先程 7 番議員さんの方からもありました町外の方の何らかの交流なり体験施設ということで、今後とも有意義な施設であろうというように判断しております。以上です。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

公の施設というのは、町民の皆さんが自由に利用できるというのが大前提で、住民の福祉の向上のために設置しているものでございます。そういった意味で、今回指定管理者制度を導入したというのは国の方もやはり民間の活力を利用して管理の徹底を図るという意味と経費の削減という部分も入っております。しかしながら、今 8 番議員が言われた町が直営で管理するより、こういった民間のクラブの方が一緒に管理される方が地域活性化にも繋がるという部分も大いに評価されるべきだと思っております。今回の指定管理でいえば、この木工陶芸館がそういった意味合いに 1 番近い施設なのではないかと思っておりますし、あとは各地域の住民の方々がその公の施設をどういう意味合いで村、町が作ったかという歴史も鑑みの中で、今後とも適正配置に比較の中で総合管理企画の中で適切に判断して参りたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。5 番市田議員。

○市田義臣議員

この施設を管理されている代表の方は、有名な陶芸家なんだろうが、この方のお作りになっている商品は道の駅の所で売られているんですか。私は昨年もふるさと祭りでしたが、出展されてるような形跡がないんですが地域との関わりはどうかと思うのですが、そこらはどのように把握されておりますか。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

ご指摘のように現在、道の駅の方では販売がされておられません。本人のギャラリーの方で販売はされておるということをお聞きしております。本宮さんのお名前では出展はないと思われませぬ。

○中本正廣議長 市田議員。

○市田義臣議員

私はこれだけの公の施設を使っておられるわけですから、そういう所にひとつでもある程度、土産的なものを置かすのが普通じゃないんですか。自分の趣味の域だけで施設管理さすような問題じゃあないでしょう。答弁あれば。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

本宮さんの販売部門は別にございまして、要はこの木工陶芸館は若干のものは販売されますが、基本的には木工教室でありますとか陶芸教室等々で、個人の販売は別会計で個人がされておるというふうにヒアリングでも言っておられました。

○中本正廣議長 栗栖総務課長。

○栗栖一正総務課長

副町長に、少し補足しますと本宮さんは自宅の方へ自分専門の窯、これは電気釜ですがお持ちで、主な取引先はお茶道具、茶器ですが裏千家、そちらの方の取引が中心で一般の販売、町内等での販売はされていないと聞いております。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めませぬ。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第5号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第5号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第9議案第6号

○中本正廣議長

日程第9、議案第6号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町道の駅来夢とごうち）を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第6号指定管理者の指定について（道の駅来夢とごうち）についてをご説明いたします。同じく平成29年4月から1年間、安芸太田町道の駅来夢とごうちを管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

議案第6号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町道の駅来夢とごうち。指定管理者名称、安芸太田町観光協会。所在地、広島県山県郡安芸太田町大字上殿632の2。代表者、会長 末田健治。指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。道の駅の利用状況でございますが、平成25年度が利用人数として4万7,063名、平成26年度は5万7,875名、平成27年度は7万3,994名でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。7番齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

この詳細の中に収支予算書がありますが、1,690万売り上げて2,530万で840万の補てんになっているんですが、これはどう見ればいいんですか、650ですねこれは。まずそれを。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

これもうちの指定管理者の報酬の時の限度額が650万何がして、それは協会の方で吸収してくださいという形のもの明確に伝えております。それとこれを見てもらえば解るんですが、先程ありました原価の考え方が入っておりません。そういった部分で道の駅の売り上げは、全体では3千万を超える売り上げがございますので書類の差し替えをお願いしておるところでございますが、この道の駅の指定管理につきましては、指定管理期間を見てもらったら解るんですが1年間の指定期間という事で、今後インター周辺及び道の駅をどういうふう運営して行くべきかというのを早期に結論を出すために1年間と致しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

そういう事ですからこれは一応840万位、収支上では△になるけど、697万ですかね出しているのが、そういうことで解りますが、この収支予算書の840の△がある部分から消耗品を売上原価として先程のような数値をお取りになっているのなら、計算しましたら、これで損益分岐点のブレークイーブンポイントを計算しますと原価利益率が88.17%、要するに100円で88円17銭ほど儲けがあるという事です。そういう事ですから現在1,690万に、まともな売り上げを上げますと2,642万6千円。概ね4,300万位はこの組織は上げる力があるという事になります。そこらはどうですか。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

先程、申しましたように売上げと原価の部分の表の作り方がマズイという部分で、差し替えを今お願いしておるところでございますが、7 番議員さんが言われるような今後、道の駅の在り方は十分一緒に検討していくんですが、4 千万売り上げる力は十分あるし実際、現在の売り上げもでございます。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 6 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第 6 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 6 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第 10 議案第 7 号

○中本正廣議長

日程第 10、議案第 7 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町加計体育館、滝山川交流広場、わんぱく広場）を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第 7 号指定管理者の指定について（加計体育館、滝山川交流広場、わんぱく広場）についてをご説明いたします。同じく平成 29 年 4 月から 5 年間、安芸太田町加計体育館、安芸太田町滝山川交流広場、安芸太田町わんぱく広場を管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○中本正廣議長 栗栖生涯学習課長。

○栗栖浩司生涯学習課長

議案第 7 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町公の施設の管理の運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町加計体育館、安芸太田町滝山川交流広場、安芸太田町わんぱく広場。指定管理者名称、株式会社ユースサービス。所在地、広島県広島市中区八丁堀 7 の 11 広島 YMCA 3 号館 1 階。代表者、代表取締役 羽原 泰二。指定の期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までです。この施設の設置目的、特に体育館ですが町民の体育・文化の振興を図るものとして設置されたものです。利用状況ですが、平成 27 年度時点で利用日数が 298 日、利用件数は 917 件、利用者の延べ数 20,932 人です。これに伴う利用料金が 138 万 9,594 円の収益となっております。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行いません。質疑ありませんか。11 番矢立議員。

○矢立孝彦議員

応募の業者さんが、唯一 2 件の施設ですね。2 件の中で申請書に付随した資料を頂戴しておりますが、優位性、選択をされた本件のユースサービスがこの点が優位であったという事について細かいところはよろしいですが、大まかな点について少し触れてください。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

今回の体育館周辺 3 施設の指定管理の申請につきましては、今ありましたように唯一 2 者応募されました。その中でもう 1 者の、先程ふれあい農園を指定管理した横川スポーツ・カルチャークラブの提案につきましては、非常に広島のアマチュアスポーツ界、バスケット、バドミントン、ハンドボールそういった各種団体との連携が図れるという形で各団体の協力趣意書というのがついておりました。そういった意味で非常に魅力的ではございましたが、体育館を使用する現在使っている川・森・文化・交流センター等々との連携の問題。それと一番問題になったのは、町としましては管理責任者をつけてくれということで要綱を指定しておりましたが、横川スポーツにつきましては現在の管理をされている方に引

き続きお願いしてみると、不確定要素がございましたので、その人員配置について一番課題があったので今回漏れました。審査会でも割れたんですが、この分は現場の分に決定したとこでございます。

○中本正廣議長 矢立議員。

○矢立孝彦議員

審査状況については、評価というものがありませんので解りませんがイメージ的には、既に今回の予定管理者については川・森・文化・交流センターの指定管理者ですね。落選をされました団体については NPO 法人ということで、筒賀ふれあい農園を指定管理の運営されている実績もあるということで、甲乙つけ難いという感じが、私自身はしておりますし、むしろ NPO 法人の活かし方、あるいは本町への関わりや度合いを高めていく、しかもビジネスチャンスを作っていくとか、あるいは、それによって地域の雇用が少しでもできてくるということについては、甲乙つけ難いなという印象がありますが、そこらあたりの評価についてはどう評価されましたか。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

今回、体育館他 2 施設の選定委員会で対象委員は 6 人おりました。ユースサービスを選考したのが 4 人、横川スポーツ・カルチャークラブを選んだのが、若干の点数の差がありましたが 2 人という形で割れたのですが、要はヒアリングの時に現在、ユースサービス及びこの横川スポーツ・カルチャークラブにつきましてもユースの方には体育館が他の指定管理者になった時の連携は可能か、逆にスポーツ・カルチャークラブの方にも川森の指定管理者である決定したものが、もし体育館を利用したいという事は可能かという形で、両方とも連携は可能だという事で同じ投票の中で審査をしましたら、先程の未知の魅力はありましたが実際の運営について、実際に運営していると、総合型スポーツクラブとの関連もありましたので現在の運営している会社の方が有利という審査会の意見が多数でしたので決定したところでございます。

○中本正廣議長 矢立議員。

○矢立孝彦議員

そういう経過についての報告は、大変詳細に渡っての報告は頂戴しましたので、非常にありがたいと思っておりますが、肝心の評価の仕方について、この施設も含めて以前にも指摘をしましたが、選定委員会のメンバーについて行政の担当課長等々が中心になって今、うちの町は構成されているんでしょう。これは、いい場合も悪い場合もある。そういう中で客観的な評価、あるいは将来的な本町に対する寄与の期待等々について、どう見るかについては現在の審査委員の選定委員の皆さん方とは違う見方をされる委員が必要ではないだろうかということもあるわけです。事実、他の市町についてチェックをしてみますと行政職員しかも担当課長ですらり並べているという町は殆どないですよ。それは、やはり指定管理の施設の有益な効果を発揮させるというような誘導、あるいは全町的なバランスを次の時代に向けて展開していく時の誘導等々については、やはり違う視点で見る必要があるというふうに思いますが、その点について少し触れてください。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

現在の選定委員会につきましては、副町長を委員長、教育長が副委員長、あと常任委員としまして両支所長及び総務課長、それと担当の管課の課長という形になっておりまして、最大 6 名という形になりますが内部の委員でございますし、7 番議員さんがおっしゃられたような企業会計についている職員でもございませぬので客観的な評価は非常に困難であろうと思っております。今回の基本方針の中でも外部審査という部分を入れておりまして、今回には間に合いませんでしたが、基本的には外部委員を中心にして説明を担当課がするという形に持って行きたいと考えておりますので、宜しく申し上げます。

○中本正廣議長 他に質疑ありませんか。5 番市田議員。

○市田義臣議員

同僚議員に関連しますが、私も横川の方が計画書としてはいいのではないかと思いますし、同僚議員でも数字的な強い方にしましても施設の運営収入にかなりの開きがありますね。横川の方が優れているような感じがしますね。なんでこういう形になるのかと思っております。私は選考委員会でどうかと思います、疑義を感じます。これはもう一度、私としては再考すべきではないかとも思います。その方が今回つけている横川カルチャーの関心表明書ですか、いろんな所からいろんな方がおいでになるから地域のスポーツに関して、また学生やいろんな分野の幅広い人の繋がりが、町の交流という事を掲げるのであれば私だったら横川を選びます。ご答弁があればお願いします。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

結果としては、委員の審査の中で決定した事でございますが私も非常に魅力は感じました。しかしながらまだ現在、総合型スポーツクラブを取り込んでおります。そういった関係と横川スポーツもアンジュヴィオレ部門は、運営費も相当大きくなってきております。しかしながら、ふれあい農園の計画を見る中でももう少し様子を見る必要があるのではないかという形、計画についての実現性があるかないか若干まだ疑問です。そういった中で各委員さんの方は、安定性を評価されたんだろうと考えております。

○中本正廣議長 5 番市田議員。

○市田義臣議員

要するに加計町の体育館の使用料でも 635 万でしょ。かたや 1 千何万あげて出されているんですよ。それで、これだけの関心表明書まで付けられているという事は、それは信頼度が薄いと副町長が答弁されましたが、私はやっぱり考え方を考えるべきだと思いますね。表現が悪いかもしれませんが、もう少し蓮根を食べて色々な角度から見てもらうようにして決定してもらいたいと思います。以上。

○中本正廣議長 他に質疑ありませんか。6 番栗栖議員。

○栗栖吉三郎議員

私は、わんぱく広場と滝山川交流広場の件についてお尋ねします。合併をして公共施設の維持管理に向けて 30 %減を町民の皆さんに理解を求めていくということで準備をされている状況の中で 5 番議員さんのお話になりましたが、それぞれの施設が誕生する背景経過はあったとしても、あったに越した事はないが、というようなレベルの施設についてはこの際、廃止を含めて改めていくべきだという意味で、わんぱく広場が果たしてどのような役割を持って利用状況にあるのだろうか、また滝山川交流広場についても縷々述べませんが、今日あのような形状になっておる河川内の施設を本当に有効活用していくという熱意があるのだろうか、というふうなことについて疑義を思っております。そういう意味で利用状況、もしくは今後どのような形で有効活用していくのかということについて、ちょっと別冊の資料をざっと見ただけでは、この 2 点の箇所については十分な明記がされているように思いませんので、判断材料の 1 つとしてお尋ねします。それから滝山川交流広場は、私の知る限りにおいては河川内にあるものと類推しますが、そうであるならば太田川河川事務所等の占用申請とかは、どのような扱いになっておるのだろうかという事を 2 点ほどお尋ねします。

○中本正廣議長 斉藤加計支所長。

○斉藤邦夫加計支所長

滝山川交流広場とわんぱく広場の利用状況でございますが、午前中の全員協の時に資料が配れなかったので大変申し訳ございませんが、平成 25、26、27 年度の数字しか出てきておりませんので、それだけ数字を述べさせていただきます。滝山川交流広場においては 25 年度が、これはおそらく体育館を利用された人数が上がってきていると思いますので、この人数全てが広場を利用されたという訳ではないと思いますので、そうご理解ください。25 年度が 8,417 名、26 年度が 7,194 名、27 年度が 6,050 名、少しずつ減っております。わんぱく広場の利用状況は 25 年度 2,439 名、26 年度が 2,383 名、27 年度が 2,527 名で、ご存知のように体育館の前側が滝山川交流広場で、後ろ側がわんぱく広場となっておりますが、両施設とも体育館周辺の環境を整えるというか美観的なものでもございます。特に、わんぱく広場の場合は全面が芝生になっており、後ろには大きな樺の木もございまして、実は今年度においてようやく実施することができたのですが、大きな樺が隣の民地の畑方に根が行きだし、今年大きなお金をかけさせていただいて根切りの工事をしたこともございました。主に滝山川交流広場の方ですが、体育館の前側の施設ということで、利用者の方の試合の待ち時間のウォーミングアップであったり、車の駐車場はもちろんですけれどもされているようです。わんぱく広場の方は地域のグループホームさんが、天気の良い日は皆さん来られて散歩をして日向ぼっこをされたり、小さなお子さんを連れられたお母さん方の散歩のコースや遊ばせたりという利用状況になっております。以上です。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長北区

詳細について加計支所長の言ったとおりですが、この 2 つの広場につきましては単独で使用料が上がるような施設では現在ございません。要は平成 25 年度以降の使用料も 0 でございまして、その中で指定管理料 10 万余り出しておりました。今回そういった意味で体育館と一体の募集をいたしまして、全体の指定管理料を下げているところで、両広場の指定管理料は包括的だと考えております。そういった

意味で先程、利用人数を言いましたが、おそらくこれは神楽競演大会に来られた方の人数をカウントプラスしているのではないかと思います。実質的な単独利用というのは、なごみの方が散歩コース、お父さんお母さんの散歩コース、体育館の前は駐車場という形ですので、今後やはり体育館の利用を十分活用する中で裏のわんぱく広場は、休憩施設として有効なきれいな施設ですので、そういった有効方法を指定管理者と一緒に考えて参りたいと考えております。それと過去の事で詳しくは覚えてないですが、現在元々河川だった所を埋めて滝山川交流広場にしてはおりますが、あそこを河川占有している事はない？

○中本正廣議長 齊藤加計支所長。

○齊藤邦夫加計支所長

河川占有の届け出は継続で出しております。滝山川交流広場方に議員さんがおっしゃったように現在も河川です。河川ですが現状は道路になっていたり、そういうふうになっているのも国交省の方もご存じで、何構造でしたか。（出していればいいです。小島副町長の声）出しております。

○中本正廣議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第7号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。従って議案第7号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。午後3時30まで休憩といたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○中本正廣議長 休憩を廃して会議を続けます。

日程第11 議案第8号

○中本正廣議長

日程第11、議案第8号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町杉の泊ホビーフィールド）を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第8号指定管理者の指定について（杉の泊ホビーフィールド）についてご説明いたします。同じく平成29年4月から5年間、安芸太田町杉の泊ホビーフィールドを管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○中本正廣議長 児玉商工観光課長。

○児玉齊商工観光課長

議案第8号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町公の施設の管理の運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町杉の泊ホビーフィールド。指定管理者名称、株式会社ユースサービス。所在地、広島県広島市中区八丁堀7の11 広島YMCA3号館1階。代表者、代表取締役 羽原 泰二。指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。利用でございますが、平成25年度が宿泊者数3,290名、平成26年度が3,910名、平成27年度が2,811名でございます。グランド利用は平成25年度が3,733名、平成26年度が2,726名、平成27年度が1,766名でございました。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第8号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第8号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第12議案第9号

○中本正廣議長

日程第12、議案第9号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町川・森・文化・交流センター）を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第9号指定管理者の指定について（川・森・文化・交流センター）についてご説明いたします。同じく平成29年4月から5年間、安芸太田町川・森・文化・交流センターを管理運営する指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

平成28年度中途まで総務課長として川・森・文化・交流センターの管理に係っておりましたので、私の方から説明をさせていただきます。議案第9号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてという事で、施設の名称、安芸太田町川・森・文化・交流センター。指定管理者、株式会社ユースサービス。所在地、広島県広島市中区八丁堀7の11 広島YMCA3号館1階。代表者、代表取締役 羽原 泰二。指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間でございます。この株式会社ユースサービスと申しますのは、広島YMCAの100%出資子会社でございます。7番議員さんがおっしゃいますようにこの会社は若干また財務状況は債務超過の状況でございますが、ヒアリングの時にも今後の経営の安定性について聞きましたが、基本的に何かあれば親会社のYMCAの方で責任を持ちますという事がございます。その安定性がある程度確保できるかという考えをしているところでございます。施設の利用状況でございますが、年間の入館者数が平成28年度12月末で約3万1,000人、各年度約3万人から4万人の方が施設を利用されているという状況です。施設の概要は、1階に大きなホール、2階が図書館を中心とした美術館、民俗資料館、3階が教育委員会の事務所がございます。それと各種会議室があります。4階が宿泊交流施設という事で、合宿等の宿泊者が中心に利用しております。2,3年前から加計高校の全国公募を行っておりまして、その寮が町にございませんで川・森・文化・交流センター4階の宿泊施設の洋室を寮として活用を始めておりまして現在9名寮生がおるような状況で、今年度4月に1年生が新たに入ってきます。そういった中で1年生の入寮があればこの寮は完成するという事で当面、加計高校の募集状況が安定するまでは、この川・森・文化・交流センターを寮として活用して参りたいと思います。将来的には、寮がある事によって若干川・森・文化・交流センターの本来の目的が阻害される部分もありますので、加計高校の状況を見ながら寮の在り方、川・森・文化・交流センターの在り方について検討して参りたいと考えております。それと1点、この施設につきましては町の使用が非常に多い、体育館も一緒です。学校のクラブ活動等々で減免措置が相当、出されております。体育館の方も町内のスポーツクラブ及び学校のクラブ等で年間100万位の減免があります。川・森・文化・交流センターにつきましても2016年度につきましては12月末で190万余りの減免措置、それ以前の2年間合わせて250万から260万の減免措置がありますので、ちょっと収入を押し上げる効果を押さえているという部分がありますが、地域に貢献するという目的の中で努力してもらっているところでございます。今年度、募集しましたところ指定管理料も相当大幅に下げた提案がありまして、一応選定委員会の方ではユースサービスに引き続き指定管理者として運営してもらおうという結論を出したところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

いずれにしても、先程から議案でございましたユースサービスについては3件指定管理がございました。合計しますと3千5~600万円からの指定管理料が出ている訳ですが、副町長からも説明がございました経常損益の段階では債務超過を起こしていると1億1,600万。ここらはどう改善されるのかというのは担保される訳じゃないでしょうが、親会社YMCAがどうかまいしょうという事ですね。議案として私の提案ですが、3つの議案が各々上がっていますがこれは連結決算で1本にされたらと思います。というのが、どの部分へどの費用が入っているか明確に貸借対照表、損益計算書では解りにくいですから、収支決算書でばら蒔いたところが、相手が企業会計をやっていますので部門別損益計算書を持っていけばいいですが、それを1本化して入れることにおいては剰余金で出た分をどう分けていくか、例えば3つの部分に売上高比率で分配して利益がどの程度、3つにあったかというふうに考えるか、それとも親会社1本でまとめて利益にして、あとは収支0で落としていくか、これは企業の考え方ですがここらの事がありますので、3つを1議案として指定管理をされる手もありますという事です。ここらについてお答えください。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

この3施設につきましては、7番議員ご指摘のように当該ユースサービスにつきましても、給与計算、経理計算につきましては、本社の方で一括しておりますので3施設それぞれの人件費が上がってきている部分がございます。そういった中で、今ご提案の3施設の一括管理というのは非常に有効な手段であろうと思いますので、事業者の方も報告書の方は3施設一括で上げてきておりますので、まとめられるように精査をして参りたいと考えております。

○中本正廣議長 齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

平成27年度決算4月1日から去年の3月31日までの損益計算書を見ますと当期41万6,608円の純利益を出されております。売上総利益を見ますと68%、千円で680円の利益を出しておられるという事で、そう悪い経営状況ではない。しかるに、これを見ますと固定費がかなり行っている。これは安芸太田町でも言えることですが、費用をいかに圧縮するか程度のことについては、指定管理の圧縮も含めて経営的な立場からご指導されるよう、ここでひとつ提案しまして質問を終わります。

○中本正廣議長 他に質疑ありませんか。8番富永議員。

○富永豊議員

雇用のところですが、常勤職員、非常勤職員。これは地元、地元以外はどういう割合ですか。常勤がその会社3人と1年なのか。非常勤だけが地元か。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

把握している中では、広島YMCAからユースサービスに派遣されております事務局長につきまして、町外に住んでおられる方だと把握しております。他の常勤職員等々につきましては、全て地元の方を雇用して常勤職員として運営しております。尚、その事務局長につきましても安芸太田町の出身の方が事務局長として勤務されている状況です。

○中本正廣議長 富永議員。

○富永豊議員

1名だけが町外という事で、あとの2名については、町内という事になると年齢的にはどの程度の方がおられますか。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

年齢は事務局長は40前後だろうと思っております。2名につきましては女性2名が居りますが、1名が丁川の方で50過ぎだと思います。もうひとり安野の方で私の同級生の娘ですので29位だろうと把握しております。女性です。

○中本正廣議長 富永議員。

○富永豊議員

非常勤の内訳というのは予算上で1名で上げているだけであって、実際の雇用の仕方というのは多少5,6名分増しているとかいう形ですか。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

申請書に組織図が載っているのですが、非常勤としましては女性・男性が1名で、地元の方で常勤の居ない時の代わりの受付と夜間の受付をする部分に1名の方を採用されております。60過ぎた方だろうと把握しております。以上です。

○中本正廣議長 質疑ありませんか。11番矢立議員。

○矢立孝彦議員

まず、指定期間5年という事ですね。加計高等学校の生徒の寮という事で一部活用されているという事ですが、付随して加計高等学校の舎監当たりの計画と合わせて5年間で妥当かどうかという問題については、いかがですか。5年間で大丈夫であるという事であれば、それについて1点。それから先程、同僚議員からも指摘がありました。昨年度までは4千万円以上の施設を受託しているという状況ですね。今年は少し減額されておりますけれども、いずれにしても町の指定管理の在り方についての方向性がもうひとつ定まっていな事はあるにつけても、まず町内の働き場所の確保というものは営業母体を含めてもう少し工夫が必要ではないでしょうかという事です。特に、この川・森・文化・交流センターについては業務を限定されているし、都市間交流についても十分地元の皆さん方でも出来る部門がたくさんあると思います。むしろ、その方が効果的であると思います。例えば、地域おこし協力隊の隊員さんが卒業されるという形の中で、ひとつは受け皿を作る事、それらが受託団体にふさわしいかどうかは別にして、そういう形の誘導をしていく。これ本社が広島市でしょ、ほとんど税金も入らないでしょう。会社であったりするわけですから、しかも内部の数値について詳細は解りませんが、かなりこのユースサービスについては、指標を見る限りには社外流出している部分がたくさんあると推察をするわけです。そういう事からして貴重な税金を投入するわけですから地域内の循環というものの視点からすれば、やはり指定管理の団体として、もう少しダイナミックに次の時代を担う若い人たちの育成の機会へ、どんどん誘導するべきではないですか。そういう点について、今まで議会の方でも指摘がありましたけれども、殆ど工夫されていない、公募期間が短いという事もあります。そういう原則的な事について、ちょっと触れてください。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

当、川・森・文化・交流センターは、地域住民の方の会議でありますとか催し物、学校生徒の催し物の場所として非常に利用人数も多く、有効に活用されているというふうに思っております。しかしながら施設の老朽化で相当大きな修繕が心配になってくる状態が非常に心配ではございます。今回5年間の指定期間という形で募集をいたしました。加計高校の寮として現在使用しております。以前から見直しをというご意見もある中で、3年程度の指定期間も想定しておったわけですが、加計高校の寮として安定的に運営する中では、その5年間という指定期間を設定するのが適当であろうという形で考えております。加計高校の寮を広島県の方にもお願いしましたが、とても広島県も単独で建設というのは難しい状況、町の単独でもなかなか運営できないという状況ですので、この5年間の中で加計高校の寮なり募集のあり方、川・森・文化・交流センターの方向性について十分、精査をして参りたいと思います。それと雇用の場としましては、先程申しましたように常勤・非常勤とも、ほぼ町内の職員でございますが、その他委託しております清掃業務等々につきましても地元の人を雇用してございまして相当の数の地元雇用がなされていると思っております。指定管理者の団体の事ですが、ユースサービスに指定管理を出す前はYMCAと安芸太田町で運営協議会というのを設立して運営してございました。しかしながら運営協議会での経理では相当、経理に無理がございまして税務署から消費税や所得税等々の申告等々で調査に入られた過去がございまして。そういった中で、まず経理状態が安定しなくてはならないという事で民間企業への指定管理に返還をした訳でございます。今まで町内雇用を目的にNPO法人の方に指定管理をお願いしたり色々、手を替え品を替えやっておりますが、なかなか経理、組織が安定しない面がまだまだございまして。そのNPO法人が熟成しきっていないという事でございますので、もう暫く今回の指定期間を議決いただいたら、その中で十分精査して今後の方向性を定めて参りたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長 矢立議員。

○矢立孝彦議員

1者の申出だったということですね。今、町の方で計画されている、まちづくり会社というのが近いうち立ち上がるんですよ。本来なら、そのまちづくり会社がこの運営にあたるべきであろうというイメージは、私個人は持っております。その中で貴重な税金のお金の回し方というのは、そのまちづくり会社を通じて現在、地域おこし協力隊員さんの受け皿になりうる。合わせて、まちづくり会社を通じて、

町の働き場所の確保になると、こういう形の考え方というものが、想定されるべきだというふうに思います。従って指定期間 5 年というのは、いささか無理があるのではないですか。そういうふうに多面的な方向から様々な、うちの町にとって一番有効的な指定管理の方策というものを落としていくのであれば 5 年間というのは、いかにも長いでしょ、と思います、もう一度。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

現在 3 月末を目途に、まちづくり会社、当方では地域商社と呼んでおりますが、その設立に関して検討を致しておるところでございます。出来るだけ早めの立上げをしておりますが、まだ地域商社に課せる役割として現在、産業の振興でありますとか、商工業の振興等々をメインにしておりまして、将来的にはこういった地域の商社として地域の施設を管理するまでの組織体制、実力を持ってくれば一番いいんですが、その間が 3 年という短い期間では、なかなか達成できないであろうと今、判断しているところございまして、若干長期的な視点の中でこの地域商社というのを育てて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 9 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第 9 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 9 号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第 13 議案第 10 号

○中本正廣議長

日程第 13、議案第 10 号安芸太田町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第 10 号町立学校設置条例の一部改正についてについてご説明申し上げます。平成 29 年 3 月末をもって筒賀中学校及び戸河内中学校を閉校とし、4 月 1 日から(仮称)安芸太田西中学校を新設することに伴い安芸太田町立学校設置条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○中本正廣議長 長尾学校教育課長。

○長尾航治学校教育課長

現在、筒賀中学校校舎に戸河内中学校、筒賀中学校が同居しておりますが、こちらにつきまして両校を学校適正配置基本計画に基づき廃止し、新たに安芸太田町立(仮称)安芸太田西中学校を新設しようとするものでございます。議案第 10 号を読上げます。安芸太田町立学校設置条例の一部改正について、安芸太田町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。安芸太田町立学校設置条例の一部を改正する条例、安芸太田町立学校設置条例の一部を次のように改正する。別表第 2 中、安芸太田町立筒賀中学校 安芸太田町大字上筒賀 172 番地、安芸太田町立戸河内中学校 安芸太田町大字上筒賀 172 番地を安芸太田町立(仮称)安芸太田西中学校 安芸太田町大字上筒賀 172 番地に改める。附則、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。担当からは以上でございます。

○中本正廣議長 二見教育長。

○二見吉康教育長

理由等も含め経過、状況についても補足させていただきます。議員ご案内のように一昨年の 12 月に戸河内中学校の理科室の天井が剥落ということが起こりまして、急遽、昨年 1 月 7 日から 3 学期から戸河内中学校が筒賀校舎と一緒に勉強をするという事態を発生させてしまいました。これまで適正配置

基本方針の中で戸河内中学校と筒賀中学校を統合して新たな中学校を設置するという事と、校舎は筒賀校舎を使用するという事。そして、そのように計画し中学校の施設についても耐震化や改修工事を行うという事で進めてきている中でのそういう状況が発生しまして、その後これまで1年間、大変、狭苦しい中での学習を、しいられることになって参りました。なぜこの時期かという事もある訳ですが、7月から保護者の方々から一刻も早く今の状況を改善し、新しい中学校への方向性を打ち出してほしいという強い願い、また秋に係っても引き続きその願い、また両中学校の保護者の重ねての話し合い等を踏まえて一連の要望等も受け止めさせていただく中で保護者の皆さまには大変、心配をされ一刻も早く2つの中学校が1つになるという状況を作りたいという事を私たちは強く受け止めさせていただき一刻も早い条例の提案をと思っております。しかしながら、様々な状況から今日に至ってはいるわけですが、しかし昨年度の加計小学校の条例につきましても12月段階で条例を提案させていただき状況をご説明致しました。その時も含めて申し上げますと、県教育委員会や他の市町の教育委員会との信頼関係を保ちながら来年度の人事と学級編成に係る教職員の定数配置というものは、極めて厳しいスケジュールの中でやっていかざるを得ない状況では、従来であれば3月定例議会等で提案しているものですが、この度の提案をさせていただき事になった訳でございます。少し振り返りますと、これまで戸河内地域における寺領小学校や松原小学校は、戸河内小学校に合流するという形で学校名の変更はない状況で進めて参りました。昨年度の加計につきましても、4つの小学校が加計に合流するという事でなく対等の合併という議論の中で、いきなり学校名を我々の方からという事は難しかったために、仮称という事で示させていただき準備委員会の議論の中で結果として加計小学校という名称や校歌、校章等も継承している状況でございます。そういう状況の中でこれまでの筒賀、戸河内との様々な説明会等の中でも、いきなりこちらから学校名等を提案するという状況は難しいであろうという事から今回のような提案内容になったところでございます。また、これまで3月の条例提案という時間的な余裕の中であれば今日、地域の皆さんの思いをしたためたものを一緒に添えて出して提案できる状況であったと思いますが、それも大変厳しいスケジュールの中でございますが、これまでの3か月間の取組みの中で地域の皆さま、保護者の皆さま、関係者の皆さま方の意見等を汲取る中で我々としては、行政として教育委員会議でも一緒ですが、町としての決断をして本日の提案にさせていただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。8番富永議員。

○富永豊議員

私もずっと反対をしてきて、まだ呑み込めていないというのは安芸太田町の現状というのは少子化、高齢化、人口減少様々な事で非常に経済についてもそうなんだけど停滞してきているという事は事実です。そういった中だからこそ行政が大事にしなければいけないのは、主権は住民にあるというところの行政の手續。只、私は、これだけが残念なんです。それは教育論から言えば、私は待ったなしの統合というのは有りうるだろうと思っております、教育面から言えば。昨日の夜も言われましたが、残るのは地域の問題と無くなる喪失感や色々な事の見解が出た中で、3つ位に絞られればもう一つは耐震性の問題を言われると思うので、その中でそれ全てを満足するという事は無理であろうけど、私は中学校の剥落から色んな適正地の配置の問題に関しては、いかにも民主主義的な手續を取られたような形はとられているんですよ。時系列的には一つ一つの団体層に対しての説明を積み重ねてきてね。但し、その中で抜けるというのは、民主主義で一番大事にしなければいけない住民の主権に対してどういった説明方法をしていくかというのは、すごく行政は考えなければいけない。ましてや今回の学校問題というのは、全ての面において安芸太田町の潮目なんです。潮目がどういうふうに変まっていくか、潮流がどういうふうこれから流れていくかという大きな岐路に立ったんですよ。ですから、私は非常にこの学校問題に対しては、子どもの教育に関しては悪影響を与えるだろうと重々承知している。しかし、大きな目を見た時になると、今の2校がいいのかどうかという事は私も思っている。最終的に私が思うのは、教育論で言えばこれから経済と一緒に考えた時というのは、高校をいかに残していくかという事は大きな課題になってくる。今は高校という問題が、やはり勉学を子ども達にしていこうと思ったら、高校までは町が考えたような方向性は考えて行かなければいけないと思っている。全ての子ども達が広島に出て行って教育を受けられる環境にはしないと思っている。今だってこの前お聞きしたように2割の方が生活保護的な要素、その中でこの子ども達が広島に出て教育を受けられるか。私はそうではないと思っている。私は最初から思っていたが、そうした事になると中心になってくるのは、高校を中心にした考え方のやり方というのが、一番正しいのではないかと。下から積み上げてきた、しかし最終的には高

校までが義務教育的な要素になってきて、ある程度お金がかかってくるのはそこだろうと思っていたんですよ。だからあえて言えば教育論で言えば、そこらあたりの事を考えてほしかったという事で、もうひとつは先程、言いましたように地域に対しての考え方、住民主権に対する手続きが非常に不手際。これは潮目だからこそ厳しく申し上げておいて今回の条例に対しても私は賛成する立場では、まだないと思っています。その事だけ申し添えておきます。以上です。

○中本正廣議長 二見教育長。

○二見吉康教育長

これまでの、教育委員会また町と一緒に適正配置について、町民、保護者の皆さまへのご理解を求める形で取り組みについて不手際であるというご指摘は厳しく受け止めていきたいと思っております。今回の保護者の皆さまに色々ご説明お願いする中で保護者の代表の方から、ここまで来て戸河内中学校と筒賀中学校と一緒に生活し一緒に学んでいる状況の中で待たなしという事では、現状は受け止めざるを得ない。しかし、これまでの教育委員会や町のやってきたやり方については、たいへん不満やいきどおりを持っている人もたくさんいる。その事をなしにして、今後の町づくりというものは有り得ないだろうと。是非とも、これから適正配置のみならず様々な町づくりを進めていく上においては、これまでの一連の取組みを、どこかできちんと反省し、それを記憶に留めて次の町づくりに生かしてもらいたいという大変厳しい重たい意見をいただきました。今、議員ご指摘のところも全く同じだと思っておりますので、その事を肝に銘じていきたいと思っております。

○中本正廣議長 他に。6番栗栖議員。

○栗栖吉三郎議員

私は1点だけ質問を致します。学校の統合を推進にあたっては、保護者の並びに地域住民の方々の合意を前提として、初めて推進ができるというスタンスを持って誠実に取り組んでいきたいというのが町長、教育長あらゆる場面での見解表明でありました。本来でありますと統合に向けての準備に入っていくという事の意味を確認をして、具体的に統合に向けての準備作業を進めていくかという暁に、統合に関しての協定を締結するという事を持って議案の提案をされるというパターンが常道であったと思うわけですが、今回はそのような事でないということでもあります。そこで学校設置条例を議会として審議するにあたっては、安芸太田町の法律を作ることと同等でありますので、その一旦決められた条例に基づいて行政が運営されるということになるわけでありますから、元に戻りますが保護者並びに地域住民の皆様方が、町が押し進める統合について具体的には今回議案で出されている内容について、サインを表明した、あるいは、していただいたという受け止めをした最大の根拠について、簡潔に答弁をいただきたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長 二見教育長。

○二見吉康教育長

今ご指摘いただきましたが、これまでの寺領小学校、松原小学校、猪山小学校等の統合にあたりましては、条例そのものが3月のほぼ終わりでございまして、その際に自治会長さんとの協定書を結んで、あるいは覚え書きを結んで添付して条例の検討をお願いするというふうにしております。只、中身としては、4月以降のスクールバスをどうするか約束や跡地についての協議の方向性等について、覚え書きを交わしたものでございました。猪山につきましても同じような状況でございます。昨年度の加計につきましても、12月の10日に条例を議決いただきましたが、最終的な協定、覚え書きについては3月下旬末に交わさせていただいたという形の中で条例の際には、既に開いておりました準備委員会のメンバーの代表の方に同意の移行を確認させていただいたものをお付けしております。今回は、条例を出しております本日時点で準備委員会が発足していない状況の中で、それが出せないという状況がございまして。今ご指摘の部分の最後ですが、昨年から今日までの約3か月間の中で、かなり時間的にはタイトになりましたが、様々な取組みをする。また振り返れば、それまでの25年10月以降の取組みの中で、色んなご意見をいただき、そして昨晚までも含めて色々なご意見をいただく中で、既に共同の学習をしている状況を一刻も早く打開しなければという状況がございまして、これまでの保護者や地域の皆さまの熱い思いを受け止めさせていただいて最終的にこちらの方で決断、判断をさせていただいたというのが実際でございます。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。11番矢立議員。

○矢立孝彦議員

何点か質疑を致します。ゆっくり申し上げますからね。それぞれ明確に答弁ください。先程、教育長の説明も少しありましたが、合併以来の学校統廃合における議案として提案された時点というものについて少し触れられましたね。その住民意思の確認という事についてですが、それはバスがどうのこうのという話もありましたが、それはあくまでも住民意思の確認というものをされて、条例の提案に移ってきたという手続きですよね。今回違うんだという話もされましたけれども教育長の方では、そこらあたり住民の合意なしでは前に進みませんと、度々申しておられる訳ですが、そこで学校区の住民意思確認というものについて、文書等々についての確認というのは必要ない訳ですか。それがまず1点、答弁ください。それから現在、説明の中では全員協議会あたりのこれまでの説明会について縷々、地域別にやりましたよという説明もあったと、アンケートも保護者の方で取ったものを公開して早く進めてくれという事が一杯ありますよと、というような話がありました。抽象的なものでなく、その確認というものについて議案、提案されるわけですから住民合意が前提にあるという判断をされたと思いますが、私はまだそういう段階ではないと思いますが、そこらあたり判断された事について、もう少し詳しく答弁ください。それから条例案においては、仮称という形で今回出ている訳ですが、安芸太田西中学校（仮称）に改めるという第一段階。これは東部加計地区の状況とは全く違いまして、加計地区の状況と西部地区についての状況は非常に差があります。そういう中で仮称のまま、これを提案されているという事についての手続については適当であるかどうか、なぜ適当なのかという事については、詳しく法的なものも含めてご答弁をください。それから、今後の予定のような説明の中で統合委員会を立ち上げていくという事ですが、これについては、かつて私も指摘しておりますが、何に基づいておるんですか、について少し触れてみてください。これは町長、教育長の裁量の中で行っていくというものなのか、あるいは要綱、規則等に基づいて進めていきますというものなのか、そこらあたりについて少し説明をください。それから戸河内、筒賀中学校が仮に統合したとしても、今後の生徒数の数からいけば、かなりまた同じような再統合の事が課題に直ぐに上るであろうと予測しております。それは単独で中学校を運営するという中で中学校が維持されるという事、しかも生徒数の少ない町の中での2校体制というものが、ふさわしいかどうか、教育的効果が果たして出るのかどうかについて、この点について、これまであまり触れられていませんが、改めてそこを触れてみてください。それから現在、生徒数の推移は約40名前後で今後、年間1学年、町内の中で40名前後で推移すると予測される訳ですが、その中で保護者・生徒の願いや要望というものがどうやって実現されるのかという事については、説明会の中でも殆ど触れられていないと思います。そういう点について少し触れてください。取り敢えず、その程度にします。

○中本正廣議長 二見教育長。

○二見吉康教育長

これまでの歴史的経緯の中で、統合に際しての住民の意思確認という点での文書の必要性ということですが本町、あるいは合併前も含めてこの地域では、関連的なそういうふうな形で何か最終的な覚え書き等で最終的な確認をすることをしてきておりますが、条例提案そのものに必須要件という書類というふうには、私は受け止めておりませんが、しかしご判断いただくためには大変有効であろうと歴史的には受け止めております。只、先程から申し上げたように出来るものであれば、よりそういうものがあることによって、ご判断いただくのに、より有効に働くというに思いますが、今の状況、また筒賀、戸河内の生徒にそのようにしてしまった状況を考える時に、時間的猶予がない状況の中で私がこれまで申し上げました言葉を翻すようでございますが、今回については今後の準備委員会等を通した中で確認というものをしていきたいと思っております。この条例提案に至った判断ですが、先ほどから6番議員さんが質問された事と重なりますが、これまでの取り組みの中、また特にはこの3か月の中での保護者を中心とした要望書の内容を詳しく聞かせていただく状況の中で、保護者の皆さんの切羽詰まった状況というものを受け止めさせていただく。その事を私たちは、今度は地域または、様々の立場の方に保護者の思いを一緒に伝えさせていただくという事の中で理解を求めて行くという事を3か月の中でやってきたと思っております。そういうステップの中で今後においてもご理解いただける状況が、少しずつ整ってきたと思ひまして、判断、決断をさせていただきました。仮称という事ですが、今回、県教育委員会との手続き上の問題につきましては、2つの学校をひとつにし、その位置を示すという事で県教委に報告をさせていただき、準備委員会での議論の後に正式な名前が決まった段階で改めて定例議会等の中で最終的な正式名称の条例改正をさせていただいての条例を整えていくという考えで、これは過去の加計町の例も踏まえて、そういう手続きも取っておられますので今回はそのように踏襲させていただきました。それから昨今30名前半ぐらいでの出生でございまして小中学校、特に小学校の入学が32名少し、中学校についても40名を切る状況が生まれつつあります。そういう中で、3学年で100名程度

ということが、今後見通しとして見込まれます。2つの中学校ということになれば50から50の前半ぐらいずつで、2つの学校でやると、そういう状況になると思います。その事と今後の定住対策との緩和の中で、将来的に改めて適切な学校ということについての議論は、されるかも知れませんが、現時点では2校体制で行かせていただきたいと思っております。2校ということについては、少なくなる事によって困る点、保護者が心配されるのは部活動です。一学年が20名から15名程度の大変こじんまりとした学校ですが、人数的には20名程度というのは大変、生徒の活動、集団活動もギリギリの段階ですが授業としては非常に効率的でディスカッションも可能な規模のサイズだと思いますので、学級規模としてはそれ以上一桁になりますと少ないですが、学習面では有効に活用できる規模だと思いますが、部活動については、部活動の種類が制限されたり、チームプレーについては、なかなか厳しい状況が今後も続くだろうと思っておりますが、1校体制にもし、したとしても1クラス30名程度でございますので、学級編成としたら1クラス体制という点では、学級数はあまり変わりませんが若干、部活動に余裕が出るという事があると思っております。保護者については、特にそういう点は期待はされているかと思っておりますが、2校であることによってのもうひとつは、昨今、子どもたちの人間関係が厳しい状況の中で、どうしてもその学校で出来ない場合には選択できるとか、あちらの学校には無い部活動が、こちらには有るといった事での選択が出てくるという点は2校であることについては、そういう事が有効に選択されていけばよろしいかと思っております。

○中本正廣議長 片山教育次長。

○片山豊和教育次長

統合準備委員会に関する規則、要綱等について補足、説明させていただきます。昨年度、加計小学校・津浪小学校・修道小学校、中途から殿賀小学校が参入していただきましたが、その統合準備委員会の運営メンバー、あるいは部会という組織、そういった条項を入れました要綱というものを素案として第1回準備委員会の中で検討していただいたのがスタートでございました。7月の下旬の第1回準備委員会の中で条項、あるいは委員のメンバー等々の中の内容確認を議論いただき、その第1回目の会議の中で採択いただいた上での案を綴じ、それ以降の準備委員会の運営、昨年度は準備委員会そのものは3回開催させていただき、各部会について3部会ございましたが学校教育部会、PTA、組織安全部会、総務部会。総務部会については交渉等々の議論を行っていただきましたが、その3部会をそれぞれ、その議題に応じて複数回、開催させていただき最終的にその部会で固まりました素案につきまして準備委員会で報告していただき、全体の中で諮ってそれぞれの都度、採択をいただいた状況でございます。その経過も踏まえまして今年度、今から準備委員会の立上げ等も含めて行いたいと考えておりますが、その手法、要綱も素案としては教育委員会の方でも準備をさせていただきながら委員選考も含めて今後、細かな調整をさせていただく事としております。以上です。

○中本正廣議長 矢立議員。

○矢立孝彦議員

行政手続きという話もありましたが、いずれにしても当初の基本方針の明示から一連に行政手続きについては、なかなか住民に受け入れられない点が混乱を招いているという事がありますね。基本的に皆さん方の考え方とは、遭い入れないということについては本日をもってはまだ、はらいが出来てないという思いがありますが、その中で新しい統合中学校についてどんな学校になるんですか。という事について今一度、説明をください。どういう学校なんですかね。この点については説明会でも殆ど示されていないと思っておりますが、その点について少し触れてください。それから長期的な思いといえますか、先程も少し触れましたが、住民の皆さん方、あるいは保護者の皆さん方においては、せっかく統合するのであれば一体型小中一貫校あたりの中で小中一貫の学校を設置してほしいという願いがありましたね。その事も比較的現在の叩き台案が、有利な点について合理的な説明も殆ど私は聞いていないという事もありますし、また高等学校を維持存立させていくために、一体型の中高の学校、将来的には県立から町立へ移管する事も視野に入れて、そういうダイナミックな学校の在り方について方向づけをする必要があると思っておりますが、その点について少し補足的に説明を加えていただければと思います。

○中本正廣議長 二見教育長。

○二見吉康教育長

目指す学校と言いますか具体的には、既に一緒に生活をしている学校の中で可能な範囲での共同的な活動や学習というものも展開してきておりますが、如何せん2つの学校という法的な手続きの中で全て一緒に出来ないという状況から、それぞれの学校の目指す学校像、あるいは子ども像というものも持っております。この準備委員会の中では、学校部会の中で来年度の学校経営方針、これは勿論、本町、教

育委員会が示します、もみじプラン 21 に基づいての全体構想方針から基づいた、それぞれの学校に経営方針等をこれから策定していただく点では、策定賢者である校長に委ねなければならないと思いますが、今年度4月に統合しました加計小学校につきましては、町全域という中学校と同じエリアの小学生が一枚に集まったという事で、他市町の事例から中学校は広い範囲から来ることによる保護者や地域の受け止め、あるいは経験というものは中学校教育では十分なれておられて上手くいくのですが、小学校が広いエリアから一枚になった場合には、それぞれの地域に密着していたがために、極めて多種多様な要望や願い、あるいは色々な思いが出てくる点では難しいというものがありますので、加計小学校については5月1日から県教育委員会との連携の中で、加計小学校コミュニティスクールという事で指定をさせていただいて広い範囲からのコミュニティスクールの学校運営委員さんをお願いして学校経営について参画していただいて、今年度はずっとその事について地域の運営委員さんを中心にした学校運営方針というものを一年間かけて更に来年度、充実させていくという事を考えております。今度の中学校、筒賀・戸河内につきましても戸河内筒賀エリアという大変広い距離的にも長いエリアの中で、新しい中学校をしていくためには同じような手法が、私は必要だと思っておりますので、新年度に入りましたら改めて県とも協議しながら出来るだけ早くコミュニティスクール指定をしながら学校運営協議会を立ち上げて、一年かけて皆さんと一緒に新しい学校づくりの議論をしていくという形で、より一層の充実を図って参りたいと思っております。小中一貫教育につきましては、これまでの地域、保護者の皆さんからの要望等の中で度々議論させていただいていますが、現時点における、いわゆるハード面等も含めまして、まだ現在小学校が4校ある。今回の条例をやっても中学校2校という4校、2校という状況の中で、中高一貫という点はハード面を含めソフト面からもかなりハードルが高いというふうに私は思っております。それぞれの有効性というものは有ると思っております。中高一貫教育でございますが、これは県立の中学校と県立の高校というので、県内にはいくつかあります。あるいは市立の中高というのもございますが、町立の中高というのは県内にも例がございませぬし、全国的にも非常に少ないと思っております。大変、そういう事が可能であるとすれば、こちらの思いの中で加計高校が存続できる点では、県教委から主権をこちらに委ねていただく事が可能であれば高校存続という事の手法、手段としてはあると思っておりますが、人事の問題、財政的な問題、人事異動の問題等ではかなり、これもハードルが高いのではないかと思っております。中高一貫の取組みについては、私は非常に有効であるし加計高校存続には有効な手段であると思っております。以上でございます。

○中本正廣議長 矢立議員。

○矢立孝彦議員

もみじプラン、あるいは基本方針等々については十分に住民意向の反映がされているものではない、と私は断言します。勿論、もみじプランに基づいたものについて推進しているという説明でございますが、もみじプラン事態も陳腐化しとるでしょ。策定されたのが平成18年だったですかね。というような中で住民意向が反映されておらず、団体意志だけで進められておると言っても過言ではないと思っております。そういう中でコミュニティスクールという話が出ましたが、コミュニティスクールとは何ぞや、仮称安芸太田西中学校の姿というのは、やはりしっかり教育委員会が責任を持って、そのプランを明示した上で今回の新しい中学校というものを誘導していくべきではないんですか。そこらあたり全然なくして皆さん方がよくやられる期限を切って、あるいは期限が有るのでバタバタと今のようにやっていくという事を、今回また学校の議案についてもなされていますよね。当初から言えば今、初場所がございませぬが、住民とがっぷり四つの相撲でなしに、立ち合いすぐさま、めくらまし、猫だましという中で、突っ張って行って肩すかし、肩すかしの中で土俵を押し切っていくと、こういう手法なんですよ。これは住民自治としての姿ではないですよ。自治法の中でも原則としては住民の自治、団体の自治、これ二通りの原則があるでしょ。住民意思の反映というものが学校教育の中で当然、成されるべきものですよ。それが成されてないまま今日に至っておる事については非常に残念である。教育委員会の怠慢そのもの。はつきり申し上げて機能不全ですよ。今、教育委員会の姿というものは全然見えない。新しい中学校の姿すら全然描ききれない、それを明示できない。保護者の要望書に中でも戸河内中学校と筒賀中学校を統合してくださいというような具体的な要望内容はないですよ。現状を早急に打開、打破してほしいという内容ですよ。アンケート結果についてもそうです。現在の案は根本的、抜本的な解決にはならない。これはもう賛成しかねるという事です。答弁は要りませぬ。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（反対の立場でから討論を行います。ご許可をお願いしますという声あり）

○中本正廣議長 まず本案についての反対の討論を許します。矢立議員。

○矢立孝彦議員

議案第10号安芸太田町立学校設置条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。そもそも安芸太田町という行政団体においては地方自治の機能原則である住民自治と団体自治の2つの原則で、当然、運営されるものでありますが、この度の一連の学校統合、配置計画においては犯してはならない団体自治最優先による、取り返しのつかない判断が継続的に強要されてきたことによって、大きな混乱と住民不信を招いているものであります。安芸太田町を担っている、この議場における私たちは、そのことに気づくべきであると指摘をし、原案に対する反対討論を行ってまいります。平成25年10月、町及び教育委員会は、この度の学校適正配置基本方針を公表いたしました。基本方針そのものの欠陥については、これまで度々指摘してまいりました。1点目は、統合拠点校の決定過程の不透明性。2点目、方針に基づく拠点配置校と併設一体型小中一貫校との比較検討状況。3番目、統合校における短期・長期的な学校教育ビジョン。4点目、学校を拠点とした住民と一体となった地域づくりへの方途。などなど多くの教育施設としての在り方としての、いわば原点の指摘を行ってまいりましたが、今もって明確な説明がなされておられません。特に西部地区の小中学校の再配置計画におきましては、3年以上に渡り迷走し、結果としては生徒・保護者に多大な犠牲をし、西部地区の住民に町村合併による負の側面をさらけ出す失態を生じさせてきたものであります。本議案においても行政提案は平成29年4月1日施行にも関わらず、中学校の名称は未だに、仮称安芸太田西中学校として提案されております。本来、新しい学校の姿と統合環境が整った上で、議会へ提案されるものであります。合併以来、小中学校の統廃合が行われ所要の行政手続きがなされてきておりますが、いずれも議会への提案理由の説明、執行部の提案理由の説明は、関係住民の合意協定が整ったので提案させていただいております、であり議案提出が整ったものでもあった訳でございます。これが地方自治の機能原則である住民自治であり、明確化の原則である適正な行政手続というものであります。かつて二見教育長は、住民の合意協定なしには前に進めませんと、何度も宣言しておきながら、やっていることは町長部局と一体となった住民自治そっこのけの団体意志の強要そのものであります。統合意志の明確な住民確認も未だなされていない。新しい中学校の姿も全く見えない本日、議会に提案されている事は、安芸太田町という行政団体のいわば自殺行為であります。議案として、その提出要件と環境が整っていない案件を採決に至らしめる行為は、議会の善管注意義務に明確に反していると考えております。こうした不明確な行政手続きを追認する議会であってはならないことを指摘して討論を閉じます。各議員に在っては、議会としての機能を権能を果たすべく懸命な判断をお願い申し上げ、討論を閉じます。以上。

○中本正廣議長

次に原案に賛成の発言を許します。6番栗栖議員。

○栗栖吉三郎議員

私は、議案第10号について賛成の立場から討論を行います。提出された議案、安芸太田町立学校設置条例の一部を改正する条例案は、別表第二表中、安芸太田町立筒賀中学校並びに安芸太田町立戸河内中学校を、安芸太田町立（仮称）安芸太田町西中学校に変更し、本年4月1日から施行するものであります。この内容は、安芸太田町学校適正配置方針という安芸太田（仮称）西中学校に符合するものであり、子どもたちの教育環境整備を基軸とし、且つ保護者のより良い教育環境の下で、子ども達を学ばせてやりたいという願いに応えるものでもあります。学校適正配置を巡り、基本方針誕生及び作り上げられた基本方針に基づく具体的展開においては、いくつかの障壁、議論はありましたが7つあった小学校は旧加計町内4つの小学校が、昨年4月1日に加計小学校として新たに誕生したことにより4つの小学校に再編配置され、また基本方針に示されつつも引き続いて保護者・地域の皆さんとの合意形成に向けた取り組みがなされていた筒賀中学校と戸河内中学校及び上殿小学校の統合協議については、2つの中学校において、この度関係者の合意形成の判断に至り、関連条例が提案されたものであります。元々、中学校に在ってはクラス替えのできる学級編成を、またクラブ活動が自らの意思で選択でき子どもたちが伸び伸びと学校生活を送ることができる環境整備実現のための適正配置基本方針でありました。特に、筒賀中学校において生徒数10名という限りなく少人数での学校運営であり適正配置、すなわち学校統合は一刻の猶予も許されず、基本方針に基づく適正配置の速やかなる推進を、また天井の一部落下という非常事態発生による緊急避難措置として、筒賀中学校校舎を活用しての戸河内中学校運営のアクシデントという経緯はあったとしても、昨年春以降、子ども達は何のわだかまりもなく学校生活を送りつつも入学式から運動会、卒業式、クラブ活動に至るまでの独立した学校運営に対し、子ども達と地域住民の多くは、「なぜなんだろう」「何とかならないのか」という素朴な疑問を抱きながら、この間、学校

適正配置に向けた加速的取組みを切望しつつ、一日千秋の思いで推移を見守り続けて来られたのであります。今日に至るまでの保護者を中心とする地域の取組みは、血のにじむような必死の取組みがあったと聞いております。未来に羽ばたく子ども達に、より良い教育環境をとという最優先課題から目や耳を背ける事なく真正面から対峙し、学校設置条例提案に向けて絶大なる支援、後押し of 英断を下された保護者・地域住民の何よりも子ども達の願いに最大限応えるべきは政治の責任でもあります。学校適正配置を推進するにあたり様々な教訓を得た私たちですが、今後の課題解決に向けて間違いなく生かすと共に、町長及び教育長を先頭に関係各位が持続可能な安芸太田町、誇りを持って未来に町づくりの熱い思いを持って、より一層尽力をされることを切望し賛成討論と致します。終わります。

○中本正廣議長

他に討論ありませんか。これで討論を終わります。これから、議案第10号安芸太田町立学校設置条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第10号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第10号安芸太田町立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第14議案第11号

○中本正廣議長

日程第14、議案第11号平成28年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。提出者から説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

議案第11号平成28年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。平成28年度安芸太田町一般会計の補正予算におきましては、歳出における教育費が簡賀中学校・戸河内中学校の閉校に伴う閉校式典の冊子印刷費、閉校記念碑・記念誌作成に係る補助金、(仮称)安芸太田西中学校新設に伴う生徒の新制服・新体操服・屋内運動靴等の購入、新しい校歌歌詞・作曲に係る報償費、校名看板製作及び設置委託料、校旗・略旗・校章・優勝旗の製作・部活動備品の購入による増が主なものです。財源につきましては基金繰り入れを予定しております。詳細につきましては、担当より説明申し上げます。

○中本正廣議長 河越総務課主幹。

○河越慶介総務課主幹

議案第11号平成28年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)についてご説明させていただきます。まず第1条の歳入・歳出の補正でございます。こちらは歳入・歳出それぞれ761万1千円を追加し予算総額を歳入・歳出とも79億3,261万5千円と定めるものでございます。議案の次ページ、資料の第1表をご覧ください。今回の歳出に対する歳入につきましては、繰入金としまして財政調整基金を取り崩して財源に充てるものでございます。続きまして2ページ歳出でございます。歳出につきましては、教育費としまして中学校閉校、新設に伴う経費を予定しております。詳細内容につきましては後程、担当課の方から説明をさせていただきます。次に第2条の債務負担行為でございます。資料3ページの第2表をご覧ください。先程、議案第2号から第9号におきまして一連の施設の指定管理者の指定について議決をいただいたところでございますが、各施設の指定管理に係る委託期間や委託費の限度額について地方自治法の規定によりまして表のとおり設定するものでございます。私からの説明は、以上でございます。

○中本正廣議長 長尾学校教育課長。

○長尾航治学校教育課長

ページは9ページ、10ページになります。午前中の全員協議会でご説明させていただいたとおりでございますが、学校管理費と致しまして今回、統合新校の統合に伴う経費、閉校に伴う費用という事で計上させていただいております。中学校管理事業費と致しまして全体の額は761万1千円でございます。報償費と致しまして60万、こちらにつきましては新校の校歌、歌詞等の製作費でございます。需用費と致しまして331万1千円、こちらにつきましては新たな学校として設置を致します、その一体感の醸成のため制服や体操服こういった物の在校生分の新しい制服等を準備したいと考えております。こちらにつきましては統合準備委員会で決定して参りたいというふうに、お願いをして参りたいと考えており

ます。委託料でございます。委託料 10 万円でございます。こちらにつきましては、新たな学校として校名看板、校門に下げる看板を新しく作る委託料でございます。備品購入費でございます。260 万の予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、校旗・校章・略旗・優勝旗と学校の備品として必要な物、新たな学校として必要な物、また部活動、両校が統合しましたら新たに必要になる部活の備品等を購入しようとするものでございます。負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては 100 万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、長い歴史に幕を閉じる各学校の閉校記念誌、閉校記念碑こうした物を地域の皆さんと共に考え、作って行きたいと考えております。補助金でお願いをしたいと思っております。簡単ですが、以上説明でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。7 番齋藤正國議員。

○齋藤正國議員

761 万何がしについては先程、説明をいただきましたが、債務負担行為の事ですが、債務負担行為につきましては、やはり地方自治法の 214 条これで予算を先取りするという事ですから借金を前もって確約するという意味もありますので、これにつきましては先程から色々ご質問させていただきました指定管理の中を年次よく精査されて、これを上限として使えるものもあるが、やはり有効的に工夫しながら貴重な税として一般財源ですから、それをご配慮いただきたい。ここについて一言ご答弁いただきたい。

○中本正廣議長 小島副町長。

○小島俊二副町長

今回、債務負担行為は指定管理に関するものでございまして各施設、議員おっしゃるように限度額として設定いたしておまして、各年度の年度別協定、計画年度の委託料を設定する場合において精査をして予算を計上させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

時間を少し延長いたします。齋藤議員。

○齋藤正國議員

今日は第 2 表にございますのは総額 2 億 1 千万。別表で付けておられます本年度以降の債務負担行為につきましては、指定管理だけを最後のページですね、抜き出しますと約 4 億位でございます。そういう金が動く訳ですから色々、資金繰りの問題等もございますし、また指定管理をお受けいただくところについても鋭意努力して、町のために頑張ってくださいというような指導をしていただければと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○中本正廣議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 11 号平成 28 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 6 号）についてを起立により採決します。議案第 11 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 11 号平成 28 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 6 号）については、原案のとおり可決しました。

日程第 15 議員の派遣について

○中本正廣議長

日程第 15、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。2 月 17 日に広島市で開催される広島県町議会議長会の主催、議員研修にお手元に配りました内容のとおり議員派遣する事にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。これで会議を閉じ平成 29 年第 1 回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします

○齋藤和典議会議務局長
ご起立願います。一同互礼。

午後5時05分散会
